

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
第八章 雑則	(新設)
<p>98-3 <u>連結財務諸表提出会社が、規則第95条の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合において、賃貸等不動産の総額に重要性があるときは、規則第15条の24に掲げる事項に相当する事項を注記するものとする。なお、この規則の第1章から第6章までの規定による連結財務諸表と米国式連結財務諸表との主要な相違点として記載することができるものとする。</u></p>	(新設)
附 則	附 則
<p>1 <u>98-3の取扱いは、連結財務諸表提出会社が、平成14年内閣府令第11号附則第3項の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合について準用する。</u></p>	<p>1 <u>連結財務諸表提出会社が、平成21年内閣府令第73号附則第2条又は平成14年内閣府令第11号附則第3項の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合において、賃貸等不動産の総額に重要性があるときは、規則第15条の24に掲げる事項に相当する事項を注記するものとする。なお、この規則の第1章から第6章までの規定による連結財務諸表と米国式連結財務諸表との主要な相違点として記載することができるものとする。</u></p>
2 (略)	2 (略)